

基発第 0330009 号

平成 19 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）等の一部改正について

年金・一時金システムに係る機械処理については、「労災保険業務機械処理事務手引の一部改正について」（平成 17 年 4 月 1 日付け基発第 0401007 号）及び「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領の策定について」（平成 18 年 12 月 28 日付け基発第 1228001 号）により取り扱ってきたところであるが、今般、年金・一時金システムのプログラム改修等に伴い、平成 19 年 4 月 1 日から「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）」を別添 1、「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領」を別添 2 のとおり、一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、主な変更点は下記のとおりである。

記

1 労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）に係る改正点

(1) 労災年金等の変更・訂正処理の際に出力する変更決定通知書及び不変更決定通知書の整理を行ったことによる改正

ア 各種変更・訂正処理において、出力する変更決定通知書及び不変更決定通知書を整理し、変更・訂正決議処理の際に対応する通知書を出力要求するよう、所要のプログラム改修を行ったことに伴い、様式及び機械処理事務を改正した。

イ 各種変更・訂正処理において、年金に連動して労災就学等援護費情報が変更となる場合に労災就学等援護費支給・不支給決定通知書を出力するよう、所要のプログラム改修を行ったことに伴い、様式及び機械処理事務を改正した。

(2) 厚生年金等制度の制度変更に対応した改正

平成 18 年 4 月 1 日より、厚生年金等制度の制度変更により、障害基礎年金と老齢

厚生年金が併給可能となったことから、これに伴う年金・一時金システムの厚年等情報の入力チェック条件を変更したことにより、機械処理事務を改正した。

なお、「厚年情報照合リスト」に関する説明を追記した。

- (3) 年金受給権者等あて通知書類について、年金証書番号部分を非印書としたことによる改正

年金受給権者等あてに送付している通知書類について、宛名部分に年金証書番号（9桁）を印書しないよう変更したことに伴い、機械処理事務を改正した。

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領に係る改正点

- (1) 特別遺族給付金の変更・訂正処理の際に出力する変更決定通知書及び不変更決定通知書の整理を行ったことによる改正

各種変更・訂正処理において、出力する変更決定通知書及び不変更決定通知書を整理し、変更・訂正決議処理の際に対応する通知書を出力要求するよう、所要のプログラム改修を行ったことに伴い、様式及び機械処理事務を改正した。

- (2) 特別遺族給付金受給権者あて通知書類について、年金証書番号部分を非印書としたことによる改正

特別遺族給付金受給権者あてに送付している通知書類について、宛名部分に年金証書番号（9桁）等を印書しないよう変更したことに伴い、機械処理事務を改正した。

労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）新旧対照表（抄）

I

基本的事項

4 出力帳票・リスト一覧

帳票種別	帳票名	出力(配信)				手引掲載ページ
		場所	時期	時間	方式	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
453	変更決定通知書	署OCRイン サーバ	日次	9:30	自動	557
495						
456						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
056	支払不備リスト	局LP	支払期処理日の2・ 4営業日前	9:30	自動	707
056	厚年情報照合リスト	署LP	9月	13:30	コマンド	689-2

I

基本的事項

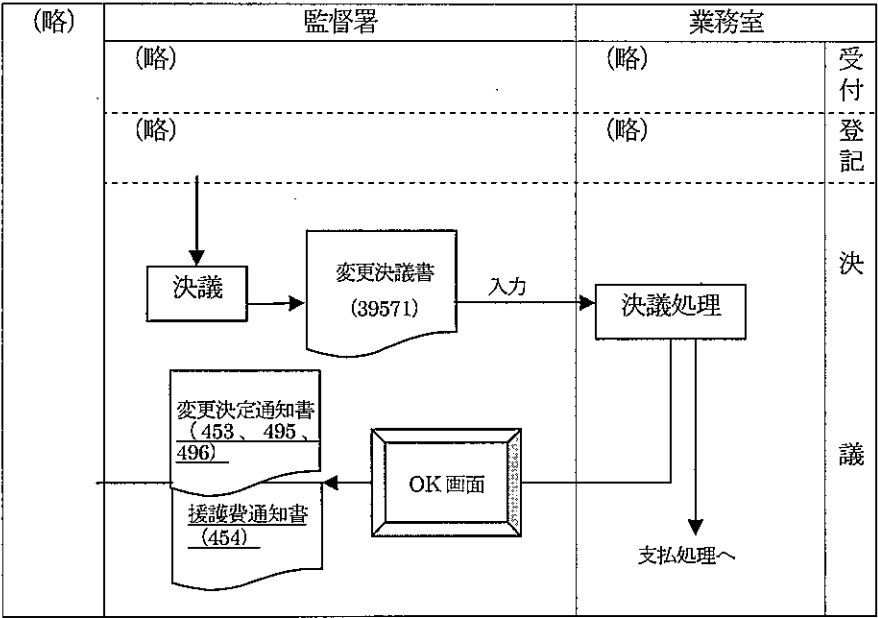
4 出力帳票・リスト一覧

帳票種別	帳票名	出力(配信)				手引掲載ページ
		場所	時期	時間	方式	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
453	変更決定通知書	署OCRイン サーバ	日次	9:30	自動	557
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
056	支払不備リスト	局LP	支払期処理日の2・ 4営業日前	9:30	自動	707

II 機械処理事務

3 変更処理

・変更処理の流れ



(受付処理・登記処理)

1 支給停止解除【同時決議】(00-02)

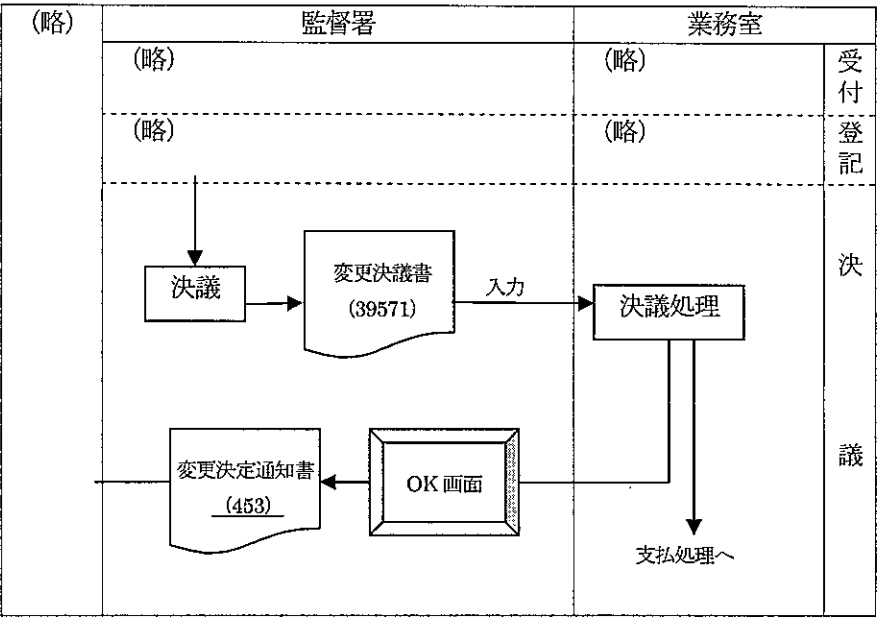
(二) 留意点

1 4 転給したことにより在学者が支援費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、支援費転帰に関する支援費の決定通知書(454)が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の支援費は年金と連動して、同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、支援費中断に関する支援費の決定通知書(454)が出力される。

II 機械処理事務

3 変更処理

・変更処理の流れ



(受付処理・登記処理)

1 支給停止解除【同時決議】(00-02)

(二) 留意点

1 4 転給したことにより在学者が同一生計無へ変更されもしくは支援費対象者から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合支援費転帰に関する通知書は出力されない。

4 傷病（補償）年金変更（00-04）

（二）留意点

- 7 「治ゆ」及び「等級不該当」の場合で、援護費の支給がある場合、変更決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（454）が必ず出力されるが、上記6に該当し、援護費が次給付に引き継がれる場合は、当該決定通知書は不要となる。この場合、次給付の決議書またはメッセージリストに援護費を引き継いだ旨のメッセージが印書されるので、メッセージの内容を確認のうえ、当該援護費の決定通知書を破棄すること
- 8 傷病等級号の変更に伴い就学等援護費の支給要件に該当しなくなったことを事由とする援護費転帰についてはシステムで管理しないことから、援護費の変更で処理すること。

5 障害（補償）年金変更（再発）（00-05）

（二）留意点

- 4 障害補償年金での援護費情報は、次給付として、傷病（補償）年金がある場合は引き継がれるため、傷病（補償）年金での援護費の支給決定の必要はない。（以下略）
- 5 援護費の支給がある場合、変更決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（454）が必ず出力されるが、上記4に該当し、援護費が次給付に引き継がれる場合は、当該決定通知書は不要となる。この場合、次給付の決議書またはメッセージリストに援護費を引き継いだ旨のメッセージが印書されるので、メッセージの内容を確認のうえ、当該援護費の決定通知書を破棄すること。

6 遺族年金死亡（同時決議）（00-06）

（二）留意点

- 7 在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して、同一生計無を事由とする中断となる。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（39582）が出力される。

4 傷病（補償）年金変更（00-04）

（二）留意点

- 7 傷病等級号の変更に伴い就学等援護費の支給要件に該当しなくなったことを事由とする援護費転帰についてはシステムで管理しないことから、援護費の変更で処理すること。

5 障害（補償）年金変更（再発）（00-05）

（二）留意点

- 4 障害補償年金での援護費情報は、次給付として、傷病（補償）年金がある場合は引き継がれるため、傷病（補償）年金での援護費の支給決定の必要はない。（以下略）

6 遺族年金死亡（同時決議）（00-06）

（二）留意点

- 7 在学者本人の死亡または転給したことにより在学者が同一生計無へ変更されもしくは援護費対象者から外れる場合、システムで自動的に転帰とする。この場合、援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（39582）が出力される。

7 死亡（傷病・障害年金）（00-06）

（二）留意点

3 援護費の支給がある場合、援護費も連動して転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。

4 受給権者の死亡により、過誤払額を残して年金が転帰した場合で、内払充当すべき次給付がない場合は、債権コードに債権選択の「1」を記入すること。（以下略）

8 失権・死亡（遺族年金）（00-06）

（二）留意点

1 全員失権の場合

（a、b 略）

c 援護費の支給がある場合、援護費も連動して転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。

d 過誤払額を残して年金転帰した場合は、強制的に債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

10 障害（補償）年金変更（11-00）

（二）留意点

6 援護費の支給のある障害（補償）年金の障害等級号を1級～3級から4級～7級に変更する場合、援護費の支給対象外となるので、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決定決議書入力後、等級変更に関する変更決定通知書及び、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。

なお、援護費について過誤払額がある場合には、援護費の過誤払額のみ強制債権として債務者登録帳票（39582）が出力される。

7 死亡（傷病・障害年金）（00-06）

（二）留意点

3 受給権者の死亡により、過誤払額を残して年金が転帰した場合で、内払充当すべき次給付がない場合は、債権コードに債権選択の「1」を記入すること。（以下略）

8 失権・死亡（遺族年金）（00-06）

（二）留意点

1 全員失権の場合

（a、b 略）

c 過誤払額を残して年金転帰した場合は、強制的に債権管理となり債務者登録票が出力される。（以下略）

10 障害（補償）年金変更（11-00）

（二）留意点

6 援護費の支給のある障害（補償）年金の障害等級号を1級～3級から4級～7級に変更する場合、援護費の支給対象外となるので、システムで自動的に転帰とする。この場合、等級変更に関する変更決定通知書のみ出力し、援護費転帰に関する通知書は出力されない。

なお、援護費について過誤払額がある場合には、援護費の過誤払額のみ強制債権として債務者登録帳票（39582）が出力される。

- 1 1 遺族年金転給① (13-00) [転給者について三者損賠情報・権者との同一生計関係のみを入力する場合]

(二) 留意点

7 転給したことにより、在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書(454)が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して、同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書(454)が出力される。なお、他に在学者が存在しない場合(他の在学者が全員中断の場合も含む。)で援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債権者登録帳票(39582)が出力される。

- 1 2 遺族年金転給② (13-00) [転給者について三者損賠情報・権者との同一生計関係・厚年等情報を入力する場合]

(二) 留意点

1 2 転給したことにより、在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書(454)が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して、同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書(454)が出力される。なお、他に在学者が存在しない場合(他の在学者が全員中断の場合も含む。)で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債権者登録帳票(39582)が出力される。

- 1 3 遺族年金転給③ (13-00) [後順位者(同順位者)が既に支給決定を受けている場合で転給により胎児が支払権者となる場合(労働者災害補償保険法施行規則第15条の3)]

(二) 留意点

1 3 転給したことにより、在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書(454)が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入

- 1 1 遺族年金転給① (13-00) [転給者について三者損賠情報・権者との同一生計関係のみを入力する場合]

(二) 留意点

7 転給したことにより、在学者が同一生計無へ変更されもしくは援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合(他の在学者が全員中断中の場合も含む。)で援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債権者登録帳票(39582)が出力される。

- 1 2 遺族年金転給② (13-00) [転給者について三者損賠情報・権者との同一生計関係・厚年等情報を入力する場合]

(二) 留意点

1 2 転給したことにより、在学者が同一生計無へ変更もしくは援護費対象者から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合(他の在学者が全員中断中の場合も含む。)で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債権者登録帳票(39582)が出力される。

- 1 3 遺族年金転給③ (13-00) [後順位者(同順位者)が既に支給決定を受けている場合で転給により胎児が支払権者となる場合(労働者災害補償保険法施行規則第15条の3)]

(二) 留意点

1 3 転給したことにより、在学者が同一生計無へ変更もしくは援護費対象者から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合(他の在学者が全員中断中の場合も含む。)で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とする

力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書（４５４）が出力される。
なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（３９５８２）が出力される。

1 4 支給停止【同時決議】（14-00）

（二）留意点

- 1 3 転給したことにより、在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（４５４）が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書（４５４）が出力される。
なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（３９５８２）が出力される。

1 5 支給停止（14-00）

（二）留意点

- 1 支給停止者が援護費の在学者である場合、または支給停止者と同一生計有の在学者がいる場合、援護費は年金と連動して年金の支給停止を事由とする中断になる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の変更決定通知書（４５４）が出力される。
（２～４略）
5 援護費中断の場合、援護費に過払いが存在し、かつ他に中断以外の在学者が存在しない場合は強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（３９５８２）が出力される。

1 6 厚年等変更（20-00）

（二）留意点

- 6 厚年種別①と厚年種別②とで変更年月が異なる場合には別々に処理すること。
7 労災年金額に変更がなく、かつ追回復額が発生しない場合は、ＯＫリストのみの出力となること。

ため、債務者登録帳票（３９５８２）が出力される。

1 4 支給停止【同時決議】（14-00）

（二）留意点

- 1 3 転給したことにより、在学者が同一生計無へ変更もしくは援護費対象者から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（３９５８２）が出力される。

1 5 支給停止（14-00）

（二）留意点

- 1 支給停止者が援護費の在学者である場合は、年金の支給停止と連動して援護費も同時に支給されなくなる。この場合、援護費は同一生計無による中断として管理している。
（２～４略）
5 支給停止者が在学者である場合は、年金の支給停止と連動して援護費は中断する。この場合で援護費に過払いが存在し、かつ他に中断以外の在学者が存在しない場合は強制債権となる。

1 6 厚年等変更（20-00）

（二）留意点

- 6 厚年種別①と厚年種別②とで変更年月が異なる場合には別々に処理すること。

1 7 遺族年金失権（同時決議）（21-00）

（二）留意点

7 転給したことにより、在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（4 5 4）が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書（4 5 4）が出力される。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（39582）が出力される。

1 8 遺族（補償）年金失権（21-00）

（二）留意点

6 援護費の支給がある場合、援護費も連動して転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（4 5 4）が出力される。

7 過誤払額を残して全員失権した場合は、全て債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

2 0 算定基礎変更（同一生計）（22-00）

（二）留意点

在学者である資格者の同一生計を「無」に変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して、同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書（4 5 4）が出力される。

2 3 算定基礎変更（失権（格））（22-00）

（二）留意点

2 在学者である権者・資格者は、この処理に連動して援護費も転帰する。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（4 5 4）が出力される。

2 4 受給権消滅【死亡（傷病・障害年金）（90-02）】

（二）留意点

4 援護費の支給がある場合、援護費も連動して転帰となる。この場合、変

1 7 遺族年金失権（同時決議）（21-00）

（二）留意点

7 転給したことにより、在学者が同一生計無へ変更もしくは援護費対象者から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で、援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（39582）が出力される。

1 8 遺族（補償）年金失権（21-00）

（二）留意点

6 過誤払額を残して全員失権した場合は、全て債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

2 0 算定基礎変更（同一生計）（22-00）

（二）留意点

2 在学者である資格者の同一生計を「無」に変更すると、援護費は連動して同一生計無を事由とする中断になる。

2 3 算定基礎変更（失権（格））（22-00）

（二）留意点

2 在学者である権者・資格者は、この処理に連動して援護費も転帰する。

2 4 受給権消滅【死亡（傷病・障害年金）（90-02）】

（二）留意点

4 受給権者の死亡により過誤払額を残して年金が転帰した場合で、内払

更正決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（４５４）が出力される。

5 受給権者の死亡により過誤払額を残して年金が転帰した場合で、内払充当すべき次給付がない場合は、債権コードに債権選択の「１」を記入すること。（以下略）

6 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

2 5 受給権消滅【失権・死亡（遺族年金）（90-02）】

（二）留意点

2 全員失権の場合

（a、b 略）

c 援護費の支給がある場合、援護費も連動して転帰となる。この場合、更正決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（４５４）が出力される。

d 過誤払額を残して年金転帰した場合は、強制的にすべて債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

2 6 受給権消滅【遺族（補償）年金失権（90-02）】

（二）留意点

8 援護費の支給がある場合、援護費も連動して転帰となる。この場合、更正決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（４５４）が出力される。

9 過誤払額を残して全員失権した場合は、すべて債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

10 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

11 18歳失権について（以下略）

ただし、全員失権する場合は、4月支払期処理後の最初のシステム稼働日に変更決定通知書を配信する。また、援護費も自動的に転帰となるので、援護費対象者がいる場合は、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（４５４）も同日に配信する。

充当すべき次給付がない場合は、債権コードに債権選択の「１」を記入すること。（以下略）

5 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

2 5 受給権消滅【失権・死亡（遺族年金）（90-02）】

（二）留意点

2 全員失権の場合

（a、b 略）

c 過誤払額を残して年金転帰した場合は、強制的にすべて債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

2 6 受給権消滅【遺族（補償）年金失権（90-02）】

（二）留意点

8 過誤払額を残して全員失権した場合は、すべて債権管理となり債務者登録帳票（39582）が出力される。（以下略）

9 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

10 18歳失権について（以下略）

ただし、全員失権する場合は、4月支払期処理後の最初のシステム稼働日に変更決定通知書を配信する。

2 7 受給権消滅【障害（補償）年金変更（再発）（90-02）】

(二) 留意点

6 援護費の支給がある場合、変更決議書入力後、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（4 5 4）が必ず出力される。したがって、上記5に該当し、援護費が次給付に引き継がれる場合は、次給付の決議書またはメッセージリストに援護費を引き継いだ旨のメッセージが印書されるので、内容を確認のうえ、当該援護費の決定通知書を破棄すること。

7 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

2 8 職権変更【厚年等変更（90-03）】

(二) 留意点

8 受付年月日について（以下略）

9 労災年金額に変更がなく、かつ追回復額が発生しない場合は、OKリストのみの出力となること。

2 9 職権変更【傷病（補償）年金変更（90-03）】

(二) 留意点

8 「治ゆ」及び「等級不該当」の場合で、援護費の支給がある場合、援護費転帰に係る援護費の決定通知書（4 5 4）が必ず出力されるが、上記6に該当し、援護費が次給付に引き継がれる場合は、当該決定通知書は不要となる。この場合、次給付の決議書またはメッセージリストに援護費を引き継いだ旨のメッセージが印書されるので、メッセージの内容を確認のうえ、当該援護費の決定通知書を破棄すること。

9 傷病等級号の変更に伴い就学等援護費の支給要件に該当しなくなったことを事由とする転帰についてはシステムで管理しないことから、援護費の変更で処理すること。

1 0 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

2 7 受給権消滅【障害（補償）年金変更（再発）（90-02）】

(二) 留意点

6 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

2 8 職権変更【厚年等変更（90-03）】

(二) 留意点

8 受付年月日について（以下略）

2 9 職権変更【傷病（補償）年金変更（90-03）】

(二) 留意点

8 傷病等級号の変更に伴い就学等援護費の支給要件に該当しなくなったことを事由とする転帰についてはシステムで管理しないことから、援護費の変更で処理すること。

9 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。（以下略）

3 0 職権変更【障害（補償）年金変更（90-03）】

(二) 留意点

7 援護費の支給のある障害（補償）年金の障害等級号を1級～3級から4級～7級に変更する場合、援護費の支給対象とならないのでシステムで自動的に転帰となる。この場合、変更決定決議書入力後、等級決定に関する変更決定通知書及び援護費転帰に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。

なお、援護費の過誤払額がある場合には、援護費の過誤払額のみ強制債権として債務者登録帳票（39582）が出力される。

3 1 職権変更【上順位者への転給 90-03】

(二) 留意点

1 4 転給したことにより、在学者が援護費対象から外れる場合は、システムで自動的に転帰となる。この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。また、変更票入力の際、在学者を同一生計無へ変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理となるため、債務者登録帳票（39582）が出力される。

3 3 職権変更【算定基礎変更（同一生計） 90-03】

(二) 留意点

3 在学者である資格者の同一生計を「無」に変更すると、その在学者の援護費は年金と連動して、同一生計無を事由とする中断となる。この場合、変更決議書入力後、援護費中断に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。また、在学者である資格者の同一生計を「有」に変更しても、以前連動して中断となっていた援護費は自動的に復学されないため、援護費の変更処理で対応すること。

3 0 職権変更【障害（補償）年金変更（90-03）】

(二) 留意点

7 援護費の支給のある障害（補償）年金の障害等級号を1級～3級から4級～7級に変更する場合、援護費の支給対象となるのでシステムで自動的に転帰とする。この場合、等級変更に関する変更決定通知書のみ出力し援護費転帰に関する通知書は出力されない。

なお、援護費の過誤払額がある場合には、援護費の過誤払額のみ強制債権として債務者登録帳票（39582）が出力される。

3 1 職権変更【上順位者への転給 90-03】

(二) 留意点

1 4 転給したことにより在学者が同一生計無へ変更もしくは援護費対象者から外れる場合は、システムで自動的に転帰とする。この場合援護費転帰に関する通知書は出力されない。なお、他に在学者が存在しない場合（他の在学者が全員中断中の場合も含む。）で援護費の内払残額が残っている場合には、援護費転帰を事由として強制的に債権管理とするため、債務者登録帳票（39582）が出力される。

3 3 職権変更【算定基礎変更（同一生計） 90-03】

(二) 留意点

3 在学者である資格者の同一生計を「無」に変更すると、援護費は連動して同一生計無を事由とする中断になるが、在学者である資格者の同一生計を「有」に変更しても、以前連動して中断となっていた援護費は自動的に復学されないため、援護費の変更処理で対応すること。

3 6 職権変更【算定基礎変更（失権（格））90-03】

(二) 留意点

- 5 在学者である権者・資格者は、この処理に連動して援護費も転帰する。
この場合、変更決議書入力後、援護費転帰に関する援護費の決定通知書（4 5 4）が出力される。

3 9 職権変更【支払差止・解除（90-12）】

(二) 留意点

- 8 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。
(以下省略)
- 9 年金支払差止対象者が援護費対象者である場合や同一生計の在学者がいる場合は、援護費も自動的に差止となる。この場合、変更決議書入力後、年金差止用の変更決定通知書の他、援護費差止用の変更決定通知書（4 5 3）が出力される。また、この場合、差止解除を行うと、年金差止解除用の変更決定通知書の他、援護費差止解除用の変更決定通知書（4 9 6）が出力される。

3 6 職権変更【算定基礎変更（失権（格））90-03】

(二) 留意点

- 5 在学者である権者・資格者は、この処理に連動して援護費も転帰する。

3 9 職権変更【支払差止・解除（90-12）】

(二) 留意点

- 8 職権であるために処理コード「不変更決議書出力」は記入できない。
(以下略)

(決議処理)

ハ 変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	不変更	出力端末装置
変更決定通知書※	453	△	×	OCR インサータ部
	495			
	496			
OKリスト※	057	△	×	OCR インサータ部
援護費通知書※	454	△	×	OCR インサータ部
不変更決定通知書※	452	×	●	OCR インサータ部
	497			
年金証書	450	△	×	OCR インサータ部

●…出力、△…条件出力、×…非出力

1 ※については、処理により出力帳票番号が異なる。詳細は「ニ 留意点」を参照のこと。

2 年金証書が出力されるのは次の処理である。

様式番号【00-02（同時決議）、00-03、00-06（同時決議）、00-07（選任については権者払→選任の場合を除く）、13-00、14-00（同時決議）、21-00（同時決議）、90-03（変更内容コード04）、90-04】

(決議処理)

ハ 変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	不変更	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	×	OCR インサータ部
不変更決定通知書	452	×	●	OCR インサータ部
年金証書	450	△	×	OCR インサータ部

●…出力、△…条件出力、×…非出力

年金証書が出力されるのは次の処理である。

様式番号【00-02（同時決議）、00-03、00-06（同時決議）、00-07（選任については権者払→選任の場合を除く）、13-00、14-00（同時決議）、21-00（同時決議）、90-03（変更内容コード04）、90-04】

三 留意点

(変更処理)				変更決定通知書関係			変更決定通知書未出力時のOKリスト	援護費変更決定通知書	不変更決定通知書関係		
番号	請求書・申請書等の種類	様式番号	欄位決様	同時決様	変更決定通知書(453) (労災保険法の告示文あり)	変更決定通知書(495) (行憲法の告示文あり)	変更決定通知書(496) (告示文なし)	OKリスト(057)	行憲法告示文あり(454)	不変更決定通知書(452) (労災保険法の告示文あり)	不変更決定通知書(497) (告示文なし)
1	遺族(補償)年金支給停止解除申請書及び遺族(補償)年金給付等請求書	00-02		Q	Q	X	X	=	△	Q	X
2	遺族(補償)年金支給停止解除申請書	00-02			X	X	Q	=	X	Q	X
3	年金証書再交付申請書	00-03	90-04		X	X	Q	=	X	X	Q
4	遺族の扶養の変更に関する届出(油印)	00-04	90-03		Q	X	X	=	△	Q	X
5	障害(補償)年金受給者変更届	00-05	90-02		Q	X	X	=	△	Q	X
6	年金受給者死亡届及び遺族(補償)年金給付等請求書	00-06		Q	Q	X	X	=	△	Q	X
7	年金受給者死亡届(遺族・障害・遺族)	00-06	90-02		X	X	Q	=	△	X	Q
8	遺族(補償)年金代償者選任・解任届	00-07	90-03		X	X	Q	=	X	X	Q
9	障害(補償)給付変更請求書	11-00	90-03		Q	X	X	=	△	Q	X
10	遺族(補償)年金給付等請求書	13-00	90-03		Q	X	X	=	△	Q	X
11	遺族(補償)年金支給停止申請書及び遺族(補償)年金給付等請求書	14-00		Q	Q	X	X	=	△	Q	X
12	遺族(補償)年金支給停止申請書	14-00			Q	X	X	=	△	Q	X
13	厚生年金保険等の受給関係変更届	20-00	90-03		△	X	X	△	X	Q	X
14	遺族(補償)年金受給者等請求書及び遺族(補償)年金給付等請求書	21-00		Q	Q	X	X	=	△	Q	X
15	遺族(補償)年金受給者変更届	21-00	90-02		Q	X	X	=	△	Q	X
16	遺族(補償)年金額算定基礎変更届(初回出生)	22-00	90-03		X	X	Q	=	X	Q	X
17	遺族(補償)年金額算定基礎変更届(同一生計)	22-00	90-03		Q	X	X	=	△	Q	X
18	遺族(補償)年金額算定基礎変更届(障害の有無の変更)	22-00	90-03		Q	X	X	=	X	Q	X
19	遺族(補償)年金額算定基礎変更届(業の障害の有無の変更)	22-00	90-03		Q	X	X	=	X	Q	X
20	遺族(補償)年金額算定基礎変更届(失効)	22-00	90-03		Q	X	X	=	△	Q	X
21	支払差止(解除)変更		90-12		X	Q(差止時)	Q(解除時)	=	X	=	=
22	援護費支払差止(解除)変更		90-12		X	Q(差止時)	Q(解除時)	=	X	=	=

- ・ 変更処理の処分性の有無等により、出力する変更決定通知書、不変更決定通知書の種類が異なる。
- ・ 厚年等変更処理 (20-00、90-03) により、労災年金額の変更がなく、かつ追回額が発生していない場合は、変更決定通知書を非出力とし、代わりにOKリストを出力する。
- ・ 援護費変更決定通知書 (454) は、年金の変更処理の結果、援護費もシステムで連動して変更される場合に出力する。

4 訂正処理

2 被災者算定情報 (510)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	3給付以下						4給付以上						出力端末装置
		年金のみ	一時金のみ		年金・一時金		年金のみ	一時金のみ		年金・一時金				
			追給	回収	追給	回収		追給	回収	追給	回収			
OKリスト	057	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	OCRインサータ部		
変更決定通知書	496	●	×	×	●	●	●	×	×	●	●	OCRインサータ部		
支給決定通知書	451	×	●	●	●	●	×	●	●	●	●	OCRインサータ部		

●・・・出力、x・・・非出力、*・・・翌日配信

3給付以下・・・同一被災者に対して3給付以下給付している場合

4給付以上・・・同一被災者に対して4給付以上給付している場合

5 支給・転帰情報 (540)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書 (選択コード=9(取消の場合))	453	●	OCRインサータ部
変更決定通知書 (選択コード=1(訂正の場合))	496	●	OCRインサータ部

●・・・出力

4 訂正処理

2 被災者算定情報 (510)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	3給付以下						4給付以上						出力端末装置
		年金のみ	一時金のみ		年金・一時金		年金のみ	一時金のみ		年金・一時金				
			追給	回収	追給	回収		追給	回収	追給	回収			
OKリスト	057	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	OCRインサータ		
変更決定通知書	453	●	×	×	●	●	●	×	×	●	●	OCRインサータ		
支給決定通知書	451	×	●	●	●	●	×	●	●	●	●	OCRインサータ		

●・・・出力、x・・・非出力、*・・・翌日配信

3給付以下・・・同一被災者に対して3給付以下給付している場合

4給付以上・・・同一被災者に対して4給付以上給付している場合

5 支給・転帰情報 (540)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	OCRインサータ部

●・・・出力

7 三者損賠情報 (560)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	年金	一時金		出力端末装置
			追給	回収	
変更決定通知書	496	●	×	×	OCRインサータ部
支給決定通知書	451	×	●	●	OCRインサータ部

●…出力、×…非出力

8 等級等情報 (570)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	年金	一時金		年金・一時金		出力端末装置
			追給	回収	追給	回収	
変更決定通知書	496	●	×	×	●	●	OCRインサータ部
支給決定通知書	451	×	●	●	●	●	OCRインサータ部
援護費通知書	454	△	×	×	×	×	OCRインサータ部

●…出力、△…条件出力、×…非出力

(へ) 留意点

- i 障害（補償）年金で援護費を支給している場合で、障害（補償）年金の障害等級を4級以下に訂正処理すると、援護費も連動して変更年月の翌月からの支給が取り消しとなる。

この場合、訂正決議書入力後、援護費の支給取消に関する援護費の決定通知書（454）が出力される。

7 三者損賠情報 (560)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	年金	一時金		出力端末装置
			追給	回収	
変更決定通知書	453	●	×	×	OCRインサータ
支給決定通知書	451	×	●	●	OCRインサータ

●…出力、×…非出力

8 等級等情報 (570)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	年金	一時金		年金・一時金		出力端末装置
			追給	回収	追給	回収	
変更決定通知書	453	●	×	×	●	●	OCRインサータ
支給決定通知書	451	×	●	●	●	●	OCRインサータ

●…出力、×…非出力

(へ) 留意点

- i 障害（補償）年金で援護費を支給している場合で、障害（補償）年金の障害等級を4級以下に訂正処理すると、援護費についても変更年月の翌月からの支給を取り消す。

9 厚年等情報 (580)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	△	OCRインサータ部
OKリスト	057	△	OCRインサータ部

△・・・条件出力

(ヘ) 留意点

h 死亡転帰により、未支給金が発生している場合又は既に未支給金が支払済である場合に、厚年等情報を訂正することにより発生した追給・回収額は、新たな未支給金あるいは回収額として処理を行うこと。

i 厚年等情報の訂正処理により労災年金額の変更がない場合かつ追回収額が発生しない場合は、変更決定通知書は非出力とし、代わりに OK リストを出力する。

9 厚年等情報 (580)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	OCRインサータ部

●・・・出力

(ヘ) 留意点

h 死亡転帰により、未支給金が発生している場合又は既に未支給金が支払済である場合に、厚年等情報を訂正することにより発生した追給・回収額は、新たな未支給金あるいは回収額として処理を行うこと。

10 支給停止情報 (590)

(二) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	OCRインサータ部
援護費通知書	454	△	OCRインサータ部

●・・・出力、△・・・条件出力

(ホ) 留意点

- d 当該資格者が援護費を支給中で、「所在判明解除の変更履歴の取消」及び「1年以上の所在不明による支給停止の変更履歴の追加」を行った場合は、援護費の支給の中断に関する援護費の決定通知書 (454) が出力される。

10 支給停止情報 (590)

(二) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	OCRインサータ部

●・・・出力

(ホ) 留意点

- d 援護費の支給対象となっている資格者を行方不明にした場合は、援護費の支給を中断 (同一生計無し) にする。

1 1 資格者情報 (600)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書 (選択コード=5(追加) 又は9(取消の場合))	453	●	OCRインサータ部
変更決定通知書 (選択コード=1(訂正の 場合))	496	●	OCRインサータ部
援護費通知書	454	△	OCRインサータ部

●…出力、△…条件出力

(ヘ) 留意点

g 同一生計無しの履歴の追加を行った場合において、当該資格者が援護費の受給対象となる場合、援護費も連動して該当する訂正決議書入力後、援護費の支給の決定に関する援護費の決定通知書 (454) を出力する。

資格者の取消を行った場合、又は、同一生計の有無の履歴の取り消しを行った場合、援護費も連動して該当する訂正決議書入力後、援護費の変更の決定に関する援護費の決定通知書 (454) を出力する。

1 1 資格者情報 (600)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	OCRインサータ部

●…出力

(ヘ) 留意点

g 援護費の支給対象となっている資格者を取り消した場合は、援護費の情報を連動して全て取り消す。

1 2 援護費情報 (610)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	496	△	OCRインサータ部
援護費通知書	454	△	OCRインサータ部

△…条件出力

(へ) 留意点

m 「支給終了(予定)年月:613」の訂正で6歳以上の要保育児の支給終了(予定)年月は年度内(3月)まで可能である。(以下省略)

n 援護費情報の訂正において、以下の項目に訂正が生じた場合は、変更決定通知書(496)を出力する。

○ 選択コードが1(訂正)

・ 学年区分、中断復帰転帰事由、在学者氏名、在学者生年月日

o 援護費情報の訂正において、以下の項目に訂正が生じた場合は、援護費の決定通知書(454)を出力する。

○ 選択コードが1(訂正)

・ 支給終了年月

○ 選択コードが9(取消)

・ 支給区分、中断復帰転帰事由、在学者の取消」を加える。

p (へ) 留意点n、oの処理を同時に行った場合は、援護費の決定通知書(454)のみを出力する。

1 2 援護費情報 (610)

(ホ) 変更決定決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	OCRインサータ部

●…出力

(へ) 留意点

m 「支給終了(予定)年月:613」の訂正で6歳以上の要保育児の支給終了(予定)年月は年度内(3月)まで可能である。(以下省略)

1 7 処理情報 (900)

(ハ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	一時金	年金・ 一時金	出力端末装置
変更決定通知書	496	●	×	●	OCRインサータ部
支給決定通知書	451	×	●	×	OCRインサータ部

●…出力、×…非出力

1 7 処理情報 (900)

(ハ) 訂正決議書入力時の出力帳票

出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	一時金	年金・ 一時金	出力端末装置
変更決定通知書	453	●	×	●	OCRインサータ部
支給決定通知書	451	×	●	×	OCRインサータ部

●…出力、×…非出力

5 就学等援護費処理

(1) 就学等援護費申請書

ホ 留意点

(へ) 年金との関係

a 年金を不支給決定した場合は受付入力不可となるため、援護費の請求に対する不支給決定は機械処理では行えない。不支給決定通知書については手書きとなる。

b 年金の転帰後に援護費の支給決定に伴う入力を行う場合、援護費の受付年月日及び支給対象期間が年金の転帰前の日であってもキャンセルとなるので年金の転帰取消を行うこと。

8 定期報告入力処理

(1) 定期報告入力票（年金）

ホ 変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	出力端末装置
変更決定通知書	453	△	OCR インサータ部
OKリスト	057	△	OCR インサータ部

△…条件出力

(注)定期報告入力処理により労災年金額の変更がない場合は、
変更決定通知書は非出力とし、代わりにOKリストを出力する。

5 就学等援護費処理

(1) 就学等援護費申請書

ホ 留意点

8 定期報告入力処理

(1) 定期報告入力票（年金）

へ 定期報告書未提出を理由とする支払差止
(略)

ト 定期報告書入力票のコピー処理
(略)

チ 留意点
(略)

(2) 定期報告書入力票 (援護費)

ホ 援護費決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号		出力端末装置
援護費通知書	454	●	OCR インサータ部

●…条件出力

へ 定期報告書未提出を理由とする支払差止
(略)

ト 留意点
(略)

9 出力帳票等

(1) 年金証書

イ 様式
(裏面)

1 年金証書の提示又は提出

(1) 郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口で送金通知書を提示するとともにこの証書を提示してください。

ホ 定期報告書未提出を理由とする支払差止
(略)

へ 定期報告書入力票のコピー処理
(略)

ト 留意点
(略)

(2) 定期報告書入力票 (援護費)

ホ 定期報告書未提出を理由とする支払差止
(略)

へ 留意点
(略)

9 出力帳票等

(1) 年金証書

イ 様式
(裏面)

1 年金証書の提示又は提出

(1) 郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口で支払通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。

力圖自強，特刊此啟事，
年會給付等

451

资料序号

勞働基準監督署

- [illegible]

ただし、特別支拂金については三井物産受取金との調整は行われません。
 差金の支払日が土曜日・日曜日又は祝祭日の場合は、金曜日の場合の金曜日の営業日となります。

支 弘 (振 込) 金 額			
振 込 先 金 融 機 関 名		備 考	
支 店 名			
取 引 定 額 制		印 考	

・上記の各私生活を経有りの金時脱開に過剰の予祝をしました。

नमो भगवते वासुदेवाय

分謝者凡甚補償保歌
年全餘付等

451

區站管理

労働基準監督署長 ㊟

下記の保険給付に関する決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査会に対して審査請求をすることができます。

[illegible]

ただし、特別支給金については三者損勘受領額との調整は行われません。
年金の支払日が土曜日・日曜日又は祝祭日の場合は、金曜日の翌日の営業日となります。

文弘(振达)金碧		備 考	
振达先	金融機關名 店 舖 名		
現 貯 金 錢 別			

・上杉殿が法皇御を被承り給ふ由の宣旨に連座の事候を申し上り

資金の運用

ロ 出力項目の説明

項目	内 容
あて名	支払権者の住所・氏名を印字する。
データ受付番号(一部)	「あて名」欄の最下段に、登録票で振り出したデータ受付番号の一部を印字する。印字内容は以下のとおり。 ※データ受付番号＝年金証書番号9桁＋チェックデジット1桁＋法議番号3桁 このうち年金証書番号9桁を除く4桁を印字
(略)	(略)

ロ 出力項目の説明

項目	内 容
あて名	支払権者の住所・氏名を印字する。
データ受付番号	「あて名」欄の最下段に、登録票で振り出したデータ受付番号を印字する。
(略)	(略)

(3) 不支給決定通知書

イ (イ) 様式

a 表面

は が き	
452 労働者災害補償保険 年金・一時金給付等	
請求書・申請書名	
請求人・申請人氏名	
決定年月日	年 月 日
受付番号	
あなたが請求申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。	
労働基準監督署長 電話番号	
年 月 日	

b 裏面

不 支 給 ・ 不 変 更 理 由	
○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。 ○ (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。 (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審委会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。 (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他の審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。	

(3) 不支給決定通知書

イ 様式

a 表面

は が き	
452 労働者災害補償保険 年金・一時金給付等	
請求書・申請書名	
請求人・申請人氏名	
決定年月日	年 月 日
受付番号	
あなたが請求申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。	
労働基準監督署長 電話番号	
年 月 日	

b 裏面

不 支 給 ・ 不 変 更 理 由	
この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。 表記の保険給付に関する決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができます。 (物品番号7331)	

イ (口) 様式

a. 表面

は が き

497 労働者災害補償保険
年金・一時金給付等

請求書・申請書名

請求人・申請人氏名

決定年月日 年 月 日

受付番号

年 月 日

あなたが請求申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。



労働基準監督署

電話番号

b 背面

不支給・不変更理由	

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

イ (イ) 様式

年 月 日

電話費外

労働基準監督署長

年金証書番号												年金の種類			
受取開始等の種類															
年金年額												決定年月日	年	月	日
特別年金年額												受取年月日	年	月	日
償還総額・特別年金												三省損益受領額			
算定基礎	平均賃金		特別給与の総額		既得還付		繰上り還付		算定人数	スライド率	算定欠損	繰上り			
	給付日額	×	給付日数		原年率調整率(額)	×		人	%	%					
	算定日額	×	給付日数					支給調整率	%	=	年金年額	額			
		×						支給調整率	%	=	特別年金年額	額			
理由															

[illegible]

イ 様式

險 傷 償 補 害 災 金 保 勞 保

年 月 日

電話番号

勞働考學監督署長印

[illegible]

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金曜日の翌日の営業日とをりとする。

この決定理由の非難についてお聞きになりたい点があれば、委員長で照会してください。

上記の保険給付に関する決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して80日以内に上記の労働基準監督署若しくは管轄する都道府県庁に対して審査請求をすることができず、

年 薪 薪 付 等

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。



年の支払日が1月7日、1月10日又は祝祭日の場合は、金融機関等の前記の支払日となります。

この決定は債権の消滅についておこなうに及ぶ点に注意され、消滅まで完全してはなりません。

→一時の支払の遅延に不都合がある場合には、この決定の支払日とご自分の支払日とを比較し、遅延して90日以内に完全消滅するに必要とすることがあります。 (但し支払が1年を超過した場合は、遅延して90日以内に完全消滅するに必要とすることがあります。)

この決定に対する支払の遅延は、自己破産として (破産状において関与が決定する者は法律大審官となります)、この決定が有効となる期日の翌日から起算して10月31日までに破産状を提出することになります (破産状の提出は、この決定が有効となる期日の翌日から起算して10月31日までに破産状を提出した場合は、取戻されず、その決定の日付に基いて破産状の提出期日は破産決定の日付に引き換えられ、破産決定の日付から1年を超過した場合は破産状を提出することになります。)

年 金 給 付 等

年 月 日

編號

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署

年金払番号						年金の種類																	
変更届書の種類												決定年月日		年		月		日					
年金の種類												変更年月日						年		月		日	
特別年金年前												三者根拠受取額											
国民基礎特別年金																							
決定 書 附 属 書		平均賃金		特殊給付の総額		既得障害		国民年金被保険者		所得入改		スワイド率		最大過失		継続							
		()		給付口数		障害年金(国)		%		人		%		%		%							
		特付日額		×		特等年金率(%)		X		支給制限率		%		=		年金年前							
		算定日額		×				X		支給制限率		%		=		特別年金年間							
理由																							

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、会社側同等の直前の営業日となります。

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

ロ 出力項目の説明

項目	内 容
あて名	郵便番号、住所、氏名を別表9-10(560ページ)及び9-11(561ページ)のとおり印字する。
データ受付番号(一部)	「あて名」欄の最下段に、変更票又は訂正票で振り出したデータ受付番号の一部を印字する。 印字内容は以下のとおり。 ※データ受付番号＝年金証書番号9桁＋チェックデジット1桁＋法議番号3桁 変更票で振り出した場合は、このうち年金証書番号9桁を除く4桁を印字 訂正票で振り出した場合は、変更票の処理で印字される4桁＋【－】＋【修正番号】を印字
(略)	(略)
備考	注意を促す内容がある場合は、メッセージを印書する。 詳細は、別表9-17(567ページ)を参照すること。
(削除)	(削除)

■別表9-17【メッセージ】

様式番号	条 件	印 字 内 容
(略)	(略)	(略)
90-12-01	援護費差止の場合	労災保険法第47条の3の規定を準用し、次の方の就学等援護費の支払を一時差し止めます。 ××××××××××××××××(在学者氏名)
	援護費差止解除の場合	次の方の就学等援護費の支払差止を解除しました。 ××××××××××××××××(在学者氏名)
	年金の差止に連動して援護費が差止になる場合	労災保険法第47条の3の規定を準用し、就学等援護費の支払を一時差し止めます。
	年金の差止解除に連動して援護費が差止解除になる場合	就学等援護費の支払差止を解除しました。 次の支払日は××年××月××日です。
(略)	(略)	(略)

ロ 出力項目の説明

項目	内 容
あて名	郵便番号、住所、氏名及びデータ受付番号を別表9-10(560ページ)及び9-11(561ページ)のとおり印字する。
データ受付番号	「あて名」欄の最下段に、変更票又は訂正票で振り出したデータ受付番号を印字する
(略)	(略)
備考	注意を促す内容がある場合は、メッセージを印書する。 詳細は、別表9-17(567ページ)を参照すること。
審査請求先	原則として、“労働者災害補償保険審査官”を印字する。 詳細は、別表9-18(570ページ)を参照すること。

■別表9-17【メッセージ】

様式番号	条 件	印 字 内 容
(略)	(略)	(略)
90-12-01	援護費差止の場合	労災保険法第47条の3の規定を準用し、次の方の就学等援護費の支払を一時差し止めます。 ××××××××××××××××(在学者氏名)
	援護費差止解除の場合	次の方の就学等援護費の支払差止を解除しました。 ××××××××××××××××(在学者氏名)
(略)	(略)	(略)

■別表 9－18 【変更通知書の不服審査請求先の印字方法】
全て削除

ハ 留意点

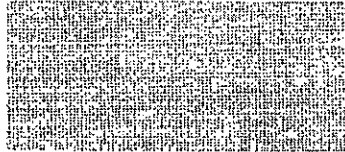
(二) 変更決定通知書（年金差止及び就学等援護費差止用）（出力帳票番号495）の下欄に印字されている教示文については、「 の一時差止め処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができます。（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。」と印書されているが、「 の一時差止め処分」の欄には、該当の年金等の種別（傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、労災就学等援護費）のいずれかを、「 労働局長」の欄には該当の労働基準監督署を管轄している都道府県労働局名を、手書きにより記載すること。

■別表 9－18 【変更通知書の不服審査請求先の印字方法】
（省略）

ハ 留意点

(5) 援護費支給・不支給決定通知書
イ 様式

労働省児童労働監視員 様式第2号



年 月 日

電話番号

454

児童証書番号		決定年月日		年 月 日	
調査	送達期	回収期	回収額の処理方法		
在学児童氏名	決定内容	支給決定月額	年 月 日	校番号	年 月
支給区分	決定理由	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月
1 備考					
在学児童氏名	決定内容	支給決定月額	年 月 日	校番号	年 月
支給区分	決定理由	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月
2 備考					
在学児童氏名	決定内容	支給決定月額	年 月 日	校番号	年 月
支給区分	決定理由	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月
3 備考					

あなたが申請された労働基準法第76条第1項を上記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長

- この決定理由の欄についてお聞きになりたい点があれば、直轄まで照会してください。
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを通知した日から起算して60日以内に労働局又は所管する労働基準監督署に異議を申し立てることができます（決定があった日から1年を経過した場合は除きます）。
- この決定に対する異議申立ては、国を相手として（訴訟において国を相手とする訴訟は労働訴訟とみなされます）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合は除きます）。
- ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、異議申立て、その異議申立てに対する異議の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（決定があった日から1年を経過した場合は除きます）。

(5) 援護費支給・不支給決定通知書
イ 様式

労働省児童労働監視員 様式第2号

年 月 日

電話番号

454

児童証書番号		決定年月日		年 月 日	
調査	送達期	回収期	回収額の処理方法		
在学児童氏名	決定内容	支給決定月額	年 月 日	校番号	年 月
支給区分	決定理由	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月
1 備考					
在学児童氏名	決定内容	支給決定月額	年 月 日	校番号	年 月
支給区分	決定理由	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月
2 備考					
在学児童氏名	決定内容	支給決定月額	年 月 日	校番号	年 月
支給区分	決定理由	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月
3 備考					

あなたが申請された労働基準法第76条第1項を上記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長 (印)

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、直轄まで照会してください。

ロ 出力項目の説明

項目	内 容
あて名	支払権者の住所・氏名を印字する。
データ受付番号(一部)	「あて名」欄の最下段に、入力帳票で振り出したデータ受付番号の一部を印字する。印字内容 は以下のとおり。 ※データ受付番号＝年金証書番号9桁＋チェックディジット1桁＋決議番号3桁 このうち年金証書番号9桁を除く4桁を印字
年月日	通知書を出した年月日を印字する。
監督署名等	決定を行った監督署名、郵便番号、所在地及び電話番号を印字する。
上方標題	次のうちいずれかの表題を印字する。 全員不支給以外の場合……………「労災就学等援護費支給決定通知」 全員不支給の場合……………「労災就学等援護費不支給決定通知」 全員不変更以外の場合……………「労災就学等援護費変更決定通知」 全員不変更の場合……………「労災就学等援護費不変更決定通知」 年金に連動して援護費通知書 出力される場合……………「労災就学等援護費変更決定通知」
年金証書番号	就学等援護費の支払権者の年金証書番号を印字する。
決定年月日	支給(不支給)・変更(不変更)決定年月日を印字する。
追給額	援護費の追給額を印字する。
回収額	援護費の回収額を印字する。
回収額の処理方法	援護費の回収額処理方法を印字する。ただし、保留の場合は印字しない。
決定内容1・2・3	次のとおり印字する。 新規申請で処理区分に01を入力した場合……………支給決定 新規申請で処理区分に01以外を入力した場合……………不支給決定 変更申請で処理区分に01を入力した場合……………変更決定 変更申請で処理区分に01以外を入力した場合……………不変更決定 年金に連動して援護費通知書が出力される場合……………変更決定
支給決定月額1・2・3	援護費支給決定月額1・2・3を印字する。 また、年金に連動して援護費通知書が出力される場合で、援護費支給終了(予定)年月の訂 正と、中断・復帰・転帰事由の取消においては、訂正・取消後の状態が継続又は復帰又は再 入学の時に支給区分に応じた額を印字する。 上記以外の時は又は支給区分の取消、在学者の取消の時は“0”と印字する。
在学者氏名1・2・3	援護費資格者氏名1・2・3を印字する。
生年月日1・2・3	援護費資格者生年月日1・2・3を印字する。
支給区分1・2・3	援護費資格者の支給区分に対応する文言を下記のとおり印字する。 1 ……………保育所等 3 ……………小学校 5 ……………中学校 7 ……………高等学校等 9 ……………大学等
学年区分1・2・3	援護費資格者の申請時の学年区分を印字する。
支給開始年月1・2・3	援護費資格者の支給開始年月を印字する。
支給終了(予定)年月1・2・3	援護費資格者の支給終了(予定)年月を印字する。
事由及び年月	中断・復帰・転帰事由又は年金と連動している場合の中断・復帰・転帰事由により別表9-1 9(575及び575-1ページ)のとおり印字する。
備考1・2・3	処理区分又は年金と連動している場合の資格者情報の訂正処理又は援護費情報の訂正処 理により別表9-20(576及び576-1ページ)のとおり印字する。

ロ 出力項目の説明

項目	内 容
あて名	支払権者の住所・氏名を印字する。
データ受付番号	「あて名」欄の最下段に、申請書で振り出したデータ受付番号を印字する。
年月日	通知書を出した年月日を印字する。
監督署名等	決定を行った監督署名、郵便番号、所在地及び電話番号を印字する。
上方標題	就学等援護費決議書の内容により、次のうちいずれかの表題を印字する。 全員不支給以外の場合……………「労災就学等援護費支給決定通知」 全員不支給の場合……………「労災就学等援護費不支給決定通知」 全員不変更以外の場合……………「労災就学等援護費変更決定通知」 全員不変更の場合……………「労災就学等援護費不変更決定通知」
年金証書番号	就学等援護費の支払権者の年金証書番号を印字する。
決定年月日	援護費決議書で入力した支給(不支給)・変更(不変更)決定年月日を印字する。
追給額	援護費決議書に印字した追給額を印字する。
回収額	援護費決議書に印字した回収額を印字する。
回収額の処理方法	援護費決議書に印字した回収額処理方法を印字する。ただし、保留の場合は印字しない。
決定内容1・2・3	処理区分等により次のとおり印字する。 新規申請で処理区分に01を入力した場合……………支給決定 新規申請で処理区分に01以外を入力した場合……………不支給決定 変更申請で処理区分に01を入力した場合……………変更決定 変更申請で処理区分に01以外を入力した場合……………不変更決定
支給決定月額1・2・3	援護費決議書に印字した支給決定月額1・2・3を印字する。
在学者氏名1・2・3	援護費決議書に印字した 在学者氏名 1・2・3を印字する。
生年月日1・2・3	援護費決議書に印字した 在学者 生年月日1・2・3を印字する。
支給区分1・2・3	援護費決議書に印字した支給区分に対応する文言を下記のとおり印字する。 1 ……………保育所等 3 ……………小学校 5 ……………中学校 7 ……………高等学校等 9 ……………大学等
学年区分1・2・3	援護費決議書に印字した学年区分を印字する。
支給開始年月1・2・3	援護費決議書に印字した支給開始年月を印字する。
支給終了(予定)年月1・2・3	援護費決議書に印字した支給終了(予定)年月を印字する。
事由及び年月	中断・復帰・転帰事由により別表9-19(575ページ)のとおり印字する。
備考1・2・3	処理区分により別表9-20(576ページ)のとおり印字する。

■別表9-19【事由及び年月】
(省略)

(年金と連動している場合に出力される振替通知書の事由及び年月)

変更・訂正処理	文言	中断・復帰・転換事由文言	文言	年月
遺族(補償)年金支給停止解除及び転給(00-02)	"中断事由"	"障害との同一年計無"	中断年月	中断年月
療養(補償)年金家東(00-04)、(90-03)	"転換事由"	転換事由により"治癒"または"等級不該当"	転換年月	転換年月
障害(補償)年金再受(00-05)、(90-02)	"転換事由"	"再発"	転換年月	転換年月
遺族(補償)年金死亡及び転給(00-06)	"中断事由"、本人の場合は"転換事由"	"障害との同一年計無"、本人の場合は"死亡"	"中断年月"、本人の場合は"転換年月"	中断年月、本人の場合は転換年月
遺族(補償)年金死亡(00-06)、(90-02)	"転換事由"	"死亡"	転換年月	転換年月
傷病(補償)年金・障害(補償)年金死亡(00-06)、(90-02)	"転換事由"	"死亡"	転換年月	転換年月
障害(補償)年金家東(11-00)、(90-03)	等級変更の場合"中断事由"、転換の場合"転換事由"	等級変更の場合"障害4～7級変更"、転換の場合"等級不該当"	等級変更の場合"中断年月"、転換の場合"転換年月"	中断年月または転換年月
遺族(補償)年金転給(13-00)、(90-03)	"中断事由"	"障害との同一年計無"	"中断年月"	中断年月
遺族(補償)年金支給停止及び転給(14-00)	"中断事由"	"年金の支給停止"(本人) "障害との同一年計無"	"中断年月"	中断年月
遺族(補償)年金支給停止(14-00)	"中断事由"	"年金の支給停止"	"中断年月"	中断年月
遺族(補償)年金受給及び転給(21-00)	"中断事由"、本人の場合は"転換事由"	"障害との同一年計無"、本人の場合は"婚姻"、"妻子帰国"、"離職"、"療養無"、"18歳到達"	"中断年月"、本人の場合は"転換年月"	中断年月、本人の場合は転換年月
遺族(補償)年金受給(21-00)、(90-02)	"転換事由"	"婚姻"、"妻子帰国"、"離職"、"療養無"、"18歳到達"	転換年月	転換年月
遺族(補償)年金遺定基礎家東(22-00)、(90-03) (同一年計の有無)	"中断事由"	"障害との同一年計無"	"中断年月"	中断年月
遺族(補償)年金遺定基礎家東(22-00)、(90-03) (欠損(欠損))	"転換事由"	"死亡"、"婚姻"、"妻子帰国"、"離職"、"療養無"、"18歳到達"	転換年月	転換年月
等級等情報(670)	"中断事由"	"障害4～7級変更"	"中断年月"	中断年月
支給停止情報(690)	"中断事由"	"年金の支給停止"	"中断年月"	中断年月
資格者情報(600)	"中断事由"	"障害との同一年計無"	"中断年月"	中断年月
支給停止解除更新	"転換事由"	"18歳到達"	転換年月	処理年の3月

■別表9-19【事由及び年月】
(省略)

■別表 9－20 【備考】
(省略)

(年金と連動している場合に出力される援護費通知書の備考)

資格者情報(600)

出力条件	備考の印字内容
資格者の取消	資格者でなくなりました。

援護費情報(610)

出力条件	備考の印字内容
援護費支給終了予定年月の訂正	支給終了年月を訂正しました。
中断復帰転帰事由の取消	
中断復帰転帰事由が休学(01)	休学××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が停学(02)	停学××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が留年(03)	留年××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が退学(04)	退学××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が権者との同一生計無(05)	権者との同一生計無××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が不就労(06)	不就労××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が就労者との同一生計無(07)	就労者との同一生計無×を取り消しました。
中断復帰転帰事由が障害等級4級以下(08)	障害4～7級変更×××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が死亡(11)	死亡××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が婚姻(12)	婚姻××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が養子縁組(13)	養子縁組××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が離縁(14)	養子離縁××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が学資等支弁容易(15)	学資等支弁容易××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が障害無(16)	障害無××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が18歳到達(18)	18歳到達××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が復帰(50)	復帰××××××××××を取り消しました。
中断復帰転帰事由が再入学(51)	再入学××××××××××を取り消しました。
支給区分の取消	支給区分を取り消しました。
在学者の取消	在学者でなくなりました。

■別表 9－20 【備考】
(省略)

ハ 留意点

援護費の決定通知書（出力帳票番号454）の下欄に印字されている
教示文については、「この決定に不服がある場合には、この決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長
に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経
過した場合を除きます。）」と印書されているが、「 労働局長」の
欄には該当の労働基準監督署を管轄している都道府県労働局名を、手書
きにより記載すること。

IV 業務資料

2 未処理事案リスト
【未処理事案リスト一覧】

No.	リスト名 (掲載ページ)	出力 (端末装置)	内 容	出力 時期	出力帳 票番号	配信 方法
(1)～ (11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12)	厚年情報照合リス 上	署LP	社会保険庁が保有する厚 生年金等の受給権者情報 と照合し、不一致となっ た事案を出力する。	9月	056	コマンド

IV 業務資料

2 未処理事案リスト
【未処理事案リスト一覧】

No.	リスト名 (掲載ページ)	出力 (端末装置)	内 容	出力 時期	出力帳 票番号	配信 方法
(1)～ (11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ 様式

[illegible]

ロ 出力時期

毎年 9 月に出力する。

ハ 事務処理

不一致事案の内容を確認のうえ、変更処理等を行うこと。

改正後

IV 使用する入出力帳票等の名称

(2) 出力帳票名

帳票種別	出力帳票名	出力装置	様式の区分	参照資料等
057	OKリスト	署OCRカセット	労災保険給付と共通の様式	年金機械処理手引1606頁
057	キャンセルリスト	署OCRカセット		年金機械処理手引1627頁
440	特別遺族年金証書	署OCRインサータ	新様式	本事務処理要領 155頁
481	支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 157頁
483	不支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 158頁
499	不支給決定通知書(代表者選任・解任等用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 159-1頁
484	変更決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 160頁
485	変更決定通知書(代表者選任・解任等用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 161頁
498	変更決定通知書(支払差止用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 161-1頁
486	特別遺族年金年額変更内訳	署OCRインサータ		本事務処理要領 162頁
487	特別遺族年金資格者一覧	署OCRインサータ		本事務処理要領 164頁
488	特別遺族年金の年金変更決定決議書 [2枚目表面:特別遺族年金年金内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族年金変更決定通知書]	署OCRインサータ		本事務処理要領 165頁
489	特別遺族一時金支給決定取消、支給決定、 支払(追給)決議書 [2枚目表面:特別遺族一時金内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族一時金変更決定通知書]	署OCRインサータ		本事務処理要領 168頁

現行

IV 使用する入出力帳票等の名称

(2) 出力帳票名

帳票種別	出力帳票名	出力装置	様式の区分	参照資料等
057	OKリスト	署OCRカセット	労災保険給付と共通の様式	年金機械処理手引1606頁
057	キャンセルリスト	署OCRカセット		年金機械処理手引1627頁
440	特別遺族年金証書	署OCRインサータ	新様式	本事務処理要領 156頁
481	支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 158頁
483	不支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 159頁
484	変更決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 161頁
485	変更決定通知書(代表者選任・解任等用)	署OCRインサータ		本事務処理要領 162頁
486	特別遺族年金年額変更内訳	署OCRインサータ		本事務処理要領 163頁
487	特別遺族年金資格者一覧	署OCRインサータ		本事務処理要領 165頁
488	特別遺族年金の年金変更決定決議書 [2枚目表面:特別遺族年金年金内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族年金変更決定通知書]	署OCRインサータ		本事務処理要領 166頁
489	特別遺族一時金支給決定取消、支給決定、 支払(追給)決議書 [2枚目表面:特別遺族一時金内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族一時金変更決定通知書]	署OCRインサータ		本事務処理要領 169頁

VIII 機械処理事務
2 支給決定処理
(2) 受付・登記処理
[入力項目及び出力項目]

○登録帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	石綿健康被害救済法 特別遺族年金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局番	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1	1	3	5	7	9
4	労働保険番号	△	△					
5	被災者生年月日	△	△					
6	傷病年月日(死亡年月日)	△	△					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	70-00	70-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		●	●	●			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		×	×	×			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	兼通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合8級上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三省コード							
32	三省損害賠償受領額							
33	三省損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族年金					
		登記		修正		銀行振込	当地・送金
		受付未済	受付済	銀行振込	当地・送金		
36	支払方法	×	×	×	×	×	×
37	金融機関・店舗コード	×	×	×	×	×	×
38	預金の種類	×	×	×	×	×	×
39	口座番号	×	×	×	×	×	×
40	口座名義人	×	×	×	×	×	×
41	口座名義人(つづき)	×	×	×	×	×	×

●……必須項目
○……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
△……任意入力項目
×……入力不可項目
A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

VIII 機械処理事務
2 支給決定処理
(2) 受付・登記処理
[入力項目及び出力項目]

○登録帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	石綿健康被害救済法 特別遺族年金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局番	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1	1	3	5	7	9
4	労働保険番号	△	△					
5	被災者生年月日	△	△					
6	傷病年月日(死亡年月日)	△	△					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	70-00	70-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		●	●	●			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	兼通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合8級上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三省コード							
32	三省損害賠償受領額							
33	三省損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族年金					
		登記		修正		銀行振込	当地・送金
		受付未済	受付済	銀行振込	当地・送金		
36	支払方法	×	×	×	×	×	×
37	金融機関・店舗コード	×	×	×	×	×	×
38	預金の種類	×	×	×	×	×	×
39	口座番号	×	×	×	×	×	×
40	口座名義人	×	×	×	×	×	×
41	口座名義人(つづき)	×	×	×	×	×	×

●……必須項目
○……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
△……任意入力項目
×……入力不可項目
A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

3 変更処理

(3) 決議処理

ホ 変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	不変更	出力端末装置
変更決定通知書	484	●	×	OCR インサータ部
	485 (代表者選任・解任、 年金証書再交付、支 給停止解除(単独)、 死亡(単独)、支払差 止解除、算定基礎変 更(胎児出生)の場 合)			
	498 (支払差止の場合)			
不変更決定通知書	483	×	●	OCR インサータ部
	499 (代表者選任・解任、 年金証書再交付、死 亡(単独)の場合)			
年金証書	440	△	×	OCR インサータ部

●…出力、△…条件出力、×…非出力

年金証書が出力されるのは次の処理である。

様式番号【00-03、00-06(同時決議)、00-07、13-00、14-00(同時決議)、21-00(同時決議)、90-03(変更内容コード04、10、11)、90-04】

3 変更処理

(3) 決議処理

ホ 変更決定決議書を入力して出力される帳票

出力帳票等名	出力帳票番号	変更	不変更	出力端末装置
変更決定通知書	484	●	×	OCR インサータ部
	485 (代表者選任・解任、 年金証書再交付の 場合)			
不変更決定通知書	483	×	●	OCR インサータ部
年金証書	440	△	×	OCR インサータ部

●…出力、△…条件出力、×…非出力

年金証書が出力されるのは次の処理である。

様式番号【00-03、00-06(同時決議)、00-07、13-00、14-00(同時決議)、21-00(同時決議)、90-03(変更内容コード04、10、11)、90-04】

4 訂正処理

(2) 受付・登記処理

⑤ 転帰情報 (540)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書 (選択コードが9(取消)の場合)	484	●	OCRインサータ部
2	変更決定通知書 (選択コードが1(訂正)の場合)	485	●	OCRインサータ部

●……出力

4 訂正処理

(2) 受付・登記処理

⑤ 転帰情報 (540)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●……出力

⑦ 資格者情報 (600)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書 (選択コードが5(追加) 又は9(取消)の場合)	484	●	OCRインサータ部
2	変更決定通知書 (選択コードが1(訂正)の場合)	485	●	OCRインサータ部

●……出力

⑦ 資格者情報 (600)

(ホ) 訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	OCRインサータ部

●……出力

⑪ 処理情報（９００）

（ホ）訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	一時金	年金・ 一時金	出力端末装置
1	変更決定通知書	485	●	x	●	OCRインサータ部
2	支給決定通知書	481	x	●	x	OCRインサータ部

●……出力
x……非出力

⑪ 処理情報（９００）

（ホ）訂正決議書入力時の出力帳票

番号	出力帳票等名	出力帳票 番号	年金	一時金	年金・ 一時金	出力端末装置
1	変更決定通知書	484	●	x	●	OCRインサータ部
2	支給決定通知書	481	x	●	x	OCRインサータ部

●……出力
x……非出力

[別紙資料]

別紙2 出力様式

[帳票種別 4 9 9 特別遺族給付金不支給決定通知書（代表者選任解任等用）]（表面）

(499) 石棉健康被害救済法 特別遺族給付金		は が き
請 求 書 名		
請 求 人 氏 名		
決定年月日 年 月 日		
受付番号		
あなたが請求された特別遺族給付金を 表記のとおり決定したので通知します。 年 月 日		
		
労働基準監督署 電話番号		

[帳票種別 4 9 9 特別遺族給付金不支給決定通知書（代表者選任解任等用）]（裏面）

不 支 給 ・ 不 変 更 理 由
この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

[帳票種別 498 特別遺族年金変更決定通知書 (支払差止用)]

498



年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署



年金証書番号			
変更届等の種類	決定年月日	年 月 日	
特別遺族年金額	変更年月日	年 月 日	
決定基礎	年金年額 円		
理由			

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

○ この決定理由の詳述についてお聞きになりたい点があれば、改善まで照会してください。

○ 一時差止の処分がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内は、労働局長に対して審査請求をすることができます。(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代理する者は行政訴訟となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内には提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する判決の確定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)